

健感発 0315 第 1 号  
平成 24 年 3 月 15 日

各 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 政 令 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症発生動向調査事業等においてゆうパック  
により検体を送付する際の留意事項について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき実施される感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等（以下「感染症発生動向調査事業等」という。）における病原体又は病原体検査のための検体の運搬については、運搬事業者も利用しつつ行われているところである。

先般の地方衛生研究所が発送した感染症発生動向調査事業等での検体容器が運搬途中で破裂し、検体が漏出した事案に関しては、その原因等を踏まえ、「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」（平成 23 年 11 月 7 日付け健感発 1107 第 8 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、ドライアイスを使用する場合の留意事項及び再発防止のための体制整備の徹底を図ったところであるが、本事案で利用された運搬事業者である郵便事業株式会社からは、ゆうパックの利用に当たっては、二度とこのような事故を起こさせないための対策を講じるよう求められた。

このような状況を踏まえ、郵便事業株式会社との協議を行った結果、感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する場合には、別添の「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を遵守していただくこととなったので、貴管下の感染症発生動向調査事業等の関係機関（病院、診療所等の施設を含む。以下同じ。）への周知を図るとともに、関係機関への遵守のための指導の徹底につき特段の配慮をお願いする。なお、感染症発生動向調査事業等においてゆうパックを利用して検体を送付する関係機関においては、この遵守事項を可能な限り早急に実施される必要があることから、準備が整い次第、順次実施されるようお願いするとともに、当該準備については遅くとも平成 24 年 5 月 31 日までに準備を終了されるようお願いしたい。

また、今後、ゆうパックを利用する関係機関では、包装責任者を選定する必要があることから、関係機関における包装責任者の選定、教育訓練等の状況については、定期的な確認を行うなど、その把握に遺漏のなきようされたい。